

憶良の渡唐

中 西 進

- 一、序 四、渡唐の航路
- 二、遣唐使の人々 五、帰國およびその後
- 三、大宝元年の消息 六、結

一、序

憶良が表だった官途を歩きはじめるのは、大宝元年、時の遣唐使一行に加えられてからである。この官人憶良の出発を記念する渡唐について、わたしはかつてその長安滞在を中心にして考えてみたことがある^(注1)が、さらに多くのこれをめぐる問題が存し、また旧稿以来若干私見を考え直したいところもある。本稿では渡唐をめぐる二、三の問題を改めて考えてみたい。

二、遣唐使の人々

すでにあまねく知られるところだが、大宝元年正月二十三日の続紀には、この度の遣唐使一行を任命する記事が見える。すなわち遣唐執節使として栗田朝臣真人を任じ（当時、守良部尚書直大寺）、大使として、左大弁直広参の高橋朝臣笠間、副使としては右兵衛率直広肆の坂合部宿禰大分が用いられる。ついで次官には参河守務大肆の許勢朝臣祖父が大位、刑部判事進大壱の鴨朝臣吉備麻呂が中位、山代国相樂郡の令、追広肆の掃守宿禰阿賀流が小位として名をつらねる。わが憶良が姿を現わすのはそれにつぐ錄事の中においてで、大録として進大參の錦部連道麻呂があり、少録の上席に進大肆の白猪史阿麻留をおいた末端に「无位山於憶良」を見るのである。これらの人々を使人として總勢百六十人、五隻の船による一行であった（西本願寺本方葉集書入れ）。

しかし、これらの人々については若干の疑問がある。まず第一に中位の吉備麻呂が進大壱（後の太初位上。以下括弧内は同じ）で小位の阿賀流が追広肆（従八位下）では順序が逆で不審である。第二に吉備麻呂の刑部判事は、後の律令では小判事でも従六位下相当官で、これに対する進大壱は低きにすぎない。また第三に、祖父が務大肆（従七位下）で参河守というのも、つぎの参河守、慶雲三年九月の坂合部三田麻呂、そのつぎの和銅六年八月の梗井広国、さらに靈龜二年四月の坂本阿曾麻呂らがすべて従五位下であるのに比べると、これまた低きにすぎない。

これらの事柄は推定によつて訂正していくほかないが、吉備麻呂の進大壱は追大壱（正八位上）の誤字ではないかと考えてみる。それとも判事とかけはなれはするが、吉備麻呂は後述のように後に従七位上に任じられて

おり、阿賀流の従八位下の上、従七位上の下の間で字形をさぐれば、この推定が成り立つ。民部尚書は正四位下相当で真人の直大式（従四位上）は一階下、左大弁は従四位上相当で笠間の直広参（正五位上）は一階下、右兵衛率は従五位上相当で大分の直広肆（従五位下）は一階下と、いずれも一階ずつ低い。これらに比べれば吉備麻呂を追大毫と考えても四階下で低すぎるが、従七位上としても三階は下ることになり、これ以上には上げ得ないのである。つぎに祖父はやはり後の従五位下より下で字形をさぐると、勤大肆（従六位下）であつたか。相当官位からいえば、これまた四階低い。

以上の訂正によって顔ぶれの矛盾は一応解決するのだが、この一行は出発時において、顔ぶれが變ったようである。すなわち大宝三年八月の統紀には笠間を造大安寺司に任命しており、対して養老二年十二月の統紀では大部分のことを「大使」と称し、慶雲四年八月のそれでは祖父が「副使」となつてゐる。つまり、笠間が脱け、それにともなつて順次昇格したわけである。

しかば當然新たに加わる人間がなければならぬが、それが伊吉連古麻呂であろうと思われる。古麻呂は慶雲四年五月の統紀に巨勢臣治（許勢祖父）、賀茂（鴨）吉備麻呂とならんで帰朝者の中に名を見せる。時に従八位下と記されている。この従八位下といふのは進發時の官位である。一行は任命後一樣に進位しており、たとえば祖父は右の帰朝時には「従五位下」、吉備麻呂は「従七位上」とあって、任命後、進發に際してそれぞれ叙位があつたわけである。これと並べると古麻呂は吉備麻呂の下で、阿賀流も當然進階があつたとすれば、そのつぎとなる。つまり吉備麻呂が大位に昇格、阿賀流が中位、空席となつた小位に古麻呂が入つたという考えができる。

以上述べたことに基づいて当回の遣唐使を便宜表示すれば、つぎのようになる。

任命時の役名	当時の官職	任命時の官位	進発時の役名	進発時の官位
栗田朝臣真人	執 節 使	守 民 部 尚 書	直 大 武 (従四上)	執 節 使 正 四 下
高橋朝臣笠間	大 使	左 大 弁	直 広 参 (正五上)	—
坂合部宿禰大分	副 使	右 兵 衛 率	直 広 肆 (従五下)	大 使 従 五 上
許勢朝臣祖父	大 位	参 河 守	勤 大 肆 (従六下)	副 使 従 五 下
鴨朝臣吉備麻呂	中 位	刑 部 判 事	追 大 壱 (正八上)	大 位 従 七 上
掃守宿禰阿賀流	小 位	山 代 国 相 樂 郡 令	追 広 肆 (従八下)	中 位 従 七 下
伊吉連古麻呂	—	?	—	—
錦部連道麻呂	大 錄	進 大 参 (少初上)	大 錄	小 位 従 八 下
白猪史阿麻留	少 錄	進 大 肆 (少初下)	少 錄	—
山於億良	少 錄	?	?	?

さてこうして一行を並べてみると、種々な事柄が知れて興味ぶかい。まず右は「使」と次官と録事との間に明確な区別を有している。使を称せられる人々はつねに五位以上の官吏であり、いわゆる官人貴族といわれる人がその任に当っている。これに対して次官は下級官吏で八位までの者である。まがりなりにも役職をもち、一位から数をもつて数えられる内の官位を有する。それに引きかえて録事は大錄とて少初位上、従八位下から數えても大初位二階級の格差を持ち、使官と位官とが連続していたのは異なる。寧樂遺文などにおびただしく登場する写経生たちは叙位されてもせいぜい初位であることが考え合わせられ、この録事の選任は、上官の使や位の官

吏とは異なる集団から行なわれたのではないかと思われる。実は先に言及した進発時の官位というのは、続紀に叙位の記事を見るのではなくて、帰国に際して付記された官位によって知られるものであつて、そうした中で録事三人が進発時の官位不明というのは、帰国の記事が見られないということなのである（阿賀流は帰国しない。後述）。つまり録事はあくまでも遣唐使の正員ではなかつたわけである。だから笠間辞任によつて移動が行なわれても、それはけつして録事にまで及ぶことはない。道麻呂が順ぐりに小位になるなどということではなく、新たに古麻呂が選任されるということになつてゐる。

この録事の区別は、官位のみならず三人の官職からも明確である。彼ら三人は記される官職を有していない。そのことは三人が中央朝廷の、あるいは国庁、郡司の正役人ではなかつたことを意味しており、それに到る以前の史生・舎人のたぐいであつたのだろう。書記官として選任されるのならば当然ともいえることで、その選任の範囲はこれらの集団にあつたと思われる。

またさうに、この三人に共通することはいずれも帰化人（族）だということである。道麻呂は姓氏録河内諸蕃に錦部連を「三善宿禰同祖、百濟国速吉大王之後也」とあり、和泉諸蕃の錦部連も同様「三善宿禰同祖」とある。阿麻留、つまり白猪史もいうまでもなく帰化族で、欽明三十年四月紀に贍津なるものが白猪史を賜わる。贍津は王辰爾の甥で（同年正月紀）、王辰爾は応神朝に帰化した辰孫王の三代後である（統紀延暦九年七月）。憶良が帰化人であることはこの趨勢からも逆にいえることになるが、まったく別の面から憶良が帰化人であることは確定的である。^(注2)

なお追加任命の伊吉連古麻呂も帰化族の一人で、伊吉連は同様姓氏録によれば左京諸蕃に「出自長安人劉家楊

雍也」、右京諸蕃上も同じ。河内諸藩の板茂連の条には「伊吉連同祖、楊雍之後也」とある。したがつて帰化人は録事にかぎられるというのではなく、むしろ遣唐使という立場上当然の事であるが、この事は録事がすべて帰化人として一致するという傾向を、もとよりさまたげはしない。

どのように一行の人々を分析してみると、少録として憶良が選任されることは、きわめて蓋然性の高いものだということになる。おのずから集団をなして使、位の官と区別された三者の中において、彼らはともに無官であり、帰化族のものどもある。無位であるのは憶良だけだし、姓を有する家柄でないのも彼だけだけれども、その官位とて少初位の上と下とにすぎない。姓についても白猪史は右に掲げたごとく古い家柄で、このすぐ後、養老四年五月には改めて葛井連を賜わるのだが、錦部連については造を改めて連を賜わったのは天武十二年九月のことと、神護元年十二月に到つて河内の錦部の人々二十六人が連を賜わる記事も見え、新しい帰化族である。

憶良はつぎの統紀の記事、和銅六年正月には臣として登場し、その賜姓がいつであるかは不明だけれども、井村哲夫氏の説くごとく、この進発時に賜わった可能性は多い^(注3)。これらの諸点から考えれば、この遣唐少録次席選任は、ほぼ順当な人事であったといえよう。抜擢などとはいえないし、他との関係を顧慮することなく、無位無姓の憶良が真人との縁によって異常な選任にあずかったかのごとく説く説は、妥当ではない。

臣姓を進発時に賜わった可能性が多いといったのは、すでにふれたごとく任命時に對して進発時に昇叙が行なわれた形跡があるからだが、しからば、憶良にも当然それがあつたはずである。したがつて進発時においては彼のみが無位ということはもはやないのであり、その点でも他の人々と接近して来るが、その叙位はどのていどであつたか。上掲表示の中で真人は四位という高官にありながら二階を進められて正四位下となつてゐる(慶雲元

年七月続紀)。大分は一階、祖父は続紀に誤りを認めなければ八階、認めれば四階、吉備麻呂は五階が一階(二人とも慶雲四年五月続紀)、阿賀流は四階(承和三年五月続日本後紀)の昇叙である。右に並べたごく古麻呂が從八位下で、上席に二人をおけば憶良の叙位はおのずから限定されてしまうが、もし古麻呂にすぐつづくなら道麻呂が大初位上、阿麻留が同下、そして憶良が少初位上となる。後述のように憶良と道麻呂との間には後にもやや開きがあるので、三人が並ぶことはなかったと思われる。したがって阿麻留と並んだとして大初位下(三階の叙位)、序列を守ったとして少初位上(二階)、上掲の例からいうと少初位上というのが穏当な叙位と思われる所以である。

三、大宝元年の消息

かくて憶良は始めて少初位上の官位を帯び(あるいは臣の姓も得て)筑紫に下ることになるが、その拝朝は同年四月十二日、越えて五月七日には真人に節刀があたえられる。筑紫に向かつて難波津を進発したのは五月の中ごろであつたろう。第九次の遣唐使の場合節刀拝受が天平四年の閏三月二十六日で、難波進発は四月三日、同様ならば十三日となる。

しかしこ時の出航は失敗に帰して筑紫にかえり、実際には翌二年に再度出航することとなる。続紀大宝二年六月二十九日の記事に「遣唐使等去年筑紫より海に入るも風浪暴^ばかに險にして海を渡るを得ず。是に至つて乃ち、発つ」とあるごとくである。そこで問題となるのは、この大宝元年から二年にかけて、憶良がどうしていたかということである。これを一旦帰京したのだと考える説も森本治吉博士によつて提出されている。^(注4)

一旦帰京説の根拠は万葉集卷二にある「山上臣憶良追和歌一首」(一四五)に基づいている。これは有間皇子の作に「追和」した一首だが、有間の二首について長意吉麻呂の二首「結松を見て哀咽む歌」があり、この後に憶良の一首が並んで、その右に挽歌本来のものではないがという左注の断り書を距てて「大宝元年辛丑幸于紀伊国時見結松歌一首」とつなっている。最後の一首には題詞の下に「柿本朝臣人麻呂歌集中出也」という注がある。これによつて憶良の一首も大宝元年十月の持統紀伊行幸に供奉した作なのだから、当然帰京していなければならない、とするのである。

この説は憶良遣唐の事に關してこの万葉歌を指摘された点、きわめて鋭い着眼であつた。しかしこの説も、憶良の一首が大宝元年によまれたものときめて来た通説を確認した点が、大きく結論をも左右することになったのではないかと思われる。考へてみれば年代順をモットーとする万葉学でもさかのぼつてそれを考へることはしないはずで、この一首は持統四年の紀伊行幸に従つた憶良が、意吉麻呂をついで誦した一首であるうと思われる。^(註5)

意吉麻呂は大宝元年の行幸に従駕した様子が見え、反対に朱鳥四年の従駕を示す文献はないが、それは当面の歌が大宝元年の作だとすることにはならないし、「追和」というのは「一時間とか半日とか経過したら、はつきり前と異つた时限だ」という意識さえあれば使えるわけで」(森本博士)、口をついで和しても「追和」である。

また、もし憶良らが一旦帰京を志したとすれば、はたして行幸に従い得たであるうか。先に述べたように元年五月七日に節刀を授けられていて、そのまま難波下向、五月の中ごろに発進したであろうが、その筑紫到着は六月の中ごろであつたか。帰京の場合だが真人たちは大宰府到着が七月一日で持朝が十月九日、つぎの第八次遣唐使の場合は十月二十日筑紫来帰、帰京は十二月十三日となつていて、少くとも一月ぐらいを考えるべきであろう。

六月中ごろに筑紫に到着したとすれば翌年同様六月末の出航とも一致する。遣唐使の出航はいつでもよいというわけではない。季節をえらぶ結果からもまる一年の延期となつたのであろう。

かく六月末に出航した船団は「海に入る……海を渡るを得ず」と記されるところから、遠く漂流に陥るほどの海中において難航し帰港したというのではないことがわかる。どの航路をとったかは後述にゆずるとして、五島列島あるいは対馬あたり（航路による。後述）より進んではいまいと思われる。したがつてその帰港の日どりも、そう遅くはないだろう。七月か八月か。そうやすやすと任務を放棄するということを考えられないことである。一月でいど風をうかがう努力をして七、八月の交に帰港、すべての事後処理を捨てて、とるものもとりあえず帰京したとすれば九月の初旬には京に入ることとなる。そしてまた何物も忘れて行幸の一一行に馳せ参じたとすれば供奉は可能である。行幸の出京は九月十八日。

しかし損傷をうけた船を措いて、これら一行百六十人を乗せる船はどこに用意されていたのであろうか。真人の船は後に「佐伯」という名称を与えられているが、そのように特別な船が瀬戸内海を東行し得るといどであつても唐に向うことを断念してよいのであるうか。当然船は損傷をうけ、その修理に忙殺されたであろうし、憶良らがかくあたふたと離筑、供奉するいわれなどはない。

船の修理は筑紫においてなされたと見られないこともない。森本博士は都府、觀世音寺、国分僧尼寺を建立した工業力がある、といわれているが、造船は特別な技術が必要であったのではないか。遣唐船発注の記事は続紀に見られるところであるし、この度の修理も安芸、長門などに曳航、そこで行なわれたと見るべきではないか。帰港した一行にはそれらを率領する仕事が多忙に控えていたはずである。それらの仕事に、かりに段どりをつけ

るだけでも、まず九月十八日の行幸に間に合うように帰京することは、考え難いことである。
さうに三つめに帰京の不可能であった理由は、つぎの事柄である。軍防令によれば「凡そ大將、出で征かむには、みな節刀を授けよ。辭し訖りなば、かへりて家に宿することを得ざれ」という。同様節刀を賜わる遣唐使も、同じく考えられていたであろう。真人らに節刀を賜わるのが五月七日で、大宰府を六月末出港とすれば、ぎりぎりであるのも、いよいよ出立に際して与えられ、そのまま難波に下ったことを示していよう。第八次の帰京が十二月十三日で、節刀を進^{たてまつ}るのが十五日であるのも、その証拠である。「家に宿することを得ざれ」——節刀を帶して一年近い日時を在京、家に泊ることなどは、あるまじきことであった。

もともこれは執節使の場合で、少録憶良は帰り得たという推測は可能である。天平八年の遣新羅使一行に加わった秦間満は「暫く私家に還りて」(万葉集15三五九〇左注)いる。しかし間満の場合は難波からであり、かつこの場合も一行に節刀を賜わる遣唐使とは別である。すでにサイが投げられた後、筑紫から帰るとのと異なることは、その後の歌に「発に臨みし時に作れる歌」「船に乗りて海に入り路上にて作れる歌」があり、出航以前であることによつて、わかる。

以上のような理由によつて、憶良の帰京はなかつたと考える。一年を筑紫にあつて、二年六月二十九日に、ふたたび海路についたのである。

四、渡唐の航路

この時一行のとつた航路はどのよくな道であったか。森克己博士は氏のいわれる南島路、すなわち九州西南の南島づたいに南下し、琉球を経て揚州に向かう航路をとつたと考え、その航路の「遣唐使の第一号となつた」と(注6)これたが、森本博士は不明とされつつも、博士のいわれる中路（森博士の南路）をとつたという考えに傾いておられるようである。すなわち朝鮮海岸をたどる北（方）路は當時交通不可能だったとされ（森博士も同様だが、当時の新羅との国交の険悪さを理由とされている）、五島列島からシナ海を渡る中路か、先の森博士の南島路（森本博士のいわれる南路）かのいづれかを通つたであろうと考えられ、後の好去好来歌に「あとかをし 値嘉の岬より」（5八九四）と歌うところによると「憶良自身も南路をとらず値嘉の島じまの間を通過して支那海に乗り出した」と、中路を支持されるのである。

この森博士の南島路説、森本博士の中路（南路。以下これを南路と呼ぶ）説に対し、最近市村宏博士は北路説を提出されて(注7)いる。その論点は四つあるが、まず万葉集の三野連の贈歌

ありねよし対馬の渡り海中に幣とりむけてはや帰り来ね（1六二）

に「対馬の渡り」といつているからには北路でなければならないこと、第二に文武二年七月十九日の続記に「中國に通すること是に始まる」という記事のあるのに対して、この中国を中國大陸と解し、この時からこの航路が始まつたということを南島路の最初と考えて来たのは誤りで、この「中國」は日本のことを指し、この記事から

南島路の開始が証明されないこと、第三に当時はけつして新羅と国交が悪化していなかつたこと、第四に南島路は、当時薩摩、多職などが不穏で、この危険な情勢から考えられないこと、を説かれた。

これら三説はそれぞれの航路を主張して対立的であるが、まず北路は可能かいかないか。市村博士は文武元年十月の新羅使来朝をとりあげ、翌二年正月の拝賀貢調、諸社・大内山陵への貢献をもつて平和的国交を認めておられたが、さらにさかのぼっては持統九年閏二月の新羅使来朝、同年八月の遣新羅使、またくだつて文武四年五月の遣新羅使任命を見る。この出発は記されぬが遣使の帰國はその十月、十一月には新羅からの来使がある。当面の遣唐使と前後しても大宝三年正月に来使あり、難波の館に饗應して五月に帰しているが、その送使をつとめたらしい遣新羅使は翌慶雲元年八月に帰つてくる。時はちょうど孝昭王死去の折で、その訃をもつた来使であり、文武四年の来使は先立つ母王の喪を告げるものだが、喪をもつて、遣唐使がこれをさけて南路をとつたと考えねばならぬことはないだろう。こうして見ると、新羅との国交の険悪さをもつて北路が成り立たぬという考えは成立しない。

つぎに「対馬の渡り」については、これを他説が無視しているわけではない。森本博士は上述のごとく南路に心が傾いておられるが、大宰府から平戸の瀬戸を通り、五島列島からシナ海に出るその航路において、松浦半島を通過する時には右手に壱岐島を置き左手には呼子の港を置くことになる、その「壱岐島のさらに北に対馬があるのだから、この島と港との中間の海がすなわち『対馬の渡り』である」とされ、もしこれが正しければ「対馬の渡り」をもつて北路だということにはならないわけである。市村博士がこの「対馬の渡り」を何處として北路を考えたかは、実は記されるところがないが、「渡り」とは元來渡るところであるうし、沢瀉博士の注釈などでも

ははつきり対馬海峡を指定している。このように厳密にいえば森本博士のいわれるところは壱岐の渡り（壱岐海峡）で、継体紀の目頬子の歌には「向離くる壱岐の渡り」なる語も見える。

しかし対馬の渡りも壱岐の渡りも、けっきょくは朝鮮と日本との渡りであって、渡りの途中の島々をもつて称したものであろうから、これをそれぞれ現在の対馬・壱岐両海峡にあてるのは正しくないだらう。そしてまた「海中」というからは、具体的には対馬をすぎた海上をいうのでなければ実感がない。この北路最大の難関において、かつよいよ日本を離れる海上においてこそ、「幣とりむけて」といえるのだろう。すなわちこの三野岡麻呂の歌を関連させるかぎりにおいては北路以外には考えられないことになる。

ただ、この岡麻呂の一首に注目した早い意見は土屋文明氏の私注で、この度の航路は南路であつたらしいが、これは出発前なので「大体に言つて居るのであらう」とされている。しかしそう考えてまで南路に執着せねばならぬとしたら、それは森本博士の指摘されたような、「値嘉の岫」が捨てがたい場合である。たしかに天平五年の遣唐使に贈つて、値嘉の岫から難波津へ一途に船は進むだらうというからには、この度に予想していた航路は南路以外にない。だがこれを憶良の経験に基づいて歌つたとすることは、春日老が岡麻呂に対し、その航路をふまえた上で歌つたとすることと矛盾するわけで、いずれも予定航路を歌つたなら天平五年次も憶良の経験から外して考えねばならぬし、また逆に憶良の経験を生かすなら、春日老も自らの想像でよんだと考えねばならぬ。そのいずれかをとるべきで、二首ともわたしは予定航路を知った上の歌と考える。この天平五年の遣使は南島路をとつたと思われ、直接に五島列島からシナ海を横断するのではないが、肥前風土記にいう相子田・川原などの遣唐船用の基地を、この場合も利用したのではないか。その航路を知つた上でなければかく具体的に地名を

あげて贈歌をなすこともないはずで、その点は老とて同じであろう。

以上三点について吟味したところによると、この度の航路は北路をとったという推定が正しいと思われる。この第七次の遣使は三十三年ぶりの遣唐使である。これ以後にはかなり頻繁に行なわれ、その場合はちょうど今の丹治比広成に対する憶良らのように、経験者が存在していたわけだが、三十余年を距てて、経験も知識もほとんど零の中では、従来の習慣を大きく破ることはなかつたであろう。齊明五年次には北路をとっている。また西本願寺本などの書入れを信すれば百六十人が五隻に乗つてゐるわけで、以後のような多人数（第八次五五七人、第九次五九四人、第十次二三二人）を四隻に乗せる場合に比べると、船は小さかつたと思われる。これも遣外使再開の今回として当然のことであろうが、さすればなおのこと安全な航路をとつたはずである。

五、帰国およびその後

このように出発した一行は五隻とも大陸に到着したと思われる。一行の中には一隻のみ遭難した船があるようだが、帰途におけるものと考えられる。本来ならば山東半島の登州に到着するはずのものがやや南下して楚州塩城県の界に漂着（慶雲元年七月統紀）、その長樂駅において五品の舎人が勅を宣して慰問している（宝龜十年四月統紀）。その後一行は冬十月には長安に入ったと思われ、旧唐書長安二年の条に「冬十月日本國遣使」と記されている。拜賀がその翌年行なわれたのであるう、「長安三年其大臣朝臣真人來貢方物」という記事もある（旧唐書日本伝）。

それ以後在唐の憶良についてはすでに考察したことがあるので、ここでは省略に従い、憶良帰國の状況を追つてみよう。一行の帰國は三回に分かれている。第一回が真人の慶雲元年七月一日（大宰府帰着と思われる）。帰京拝朝はその十月九日である。第二回はその三年後で慶雲四年三月一日（同じく大宰府であろう）、帰京は五月十五日にいくらか先立つころと思われる。この中には祖父、吉備麻呂、古麻呂の名が見える。ついで第三回は養老二年十月二十日、第八次の遣唐使に加わって大分らが大宰府に帰着、入京は十二月十三日であった。第二回目よりさらに十一年後、任命からは十七年が経過している。

これら来帰の記事でも使・位の官人の名のみが記され、上述のように録事は一人も記されるところがない。それなりに彼らがいつ本土をふんだかは推測するしかなくなつていて、右の三回の帰國は第一回の帰航に運よく成功したのが真人らだけだったことを意味し、さらに第二回においても大分らは失敗したわけだが、このいずれかの時に唐土に引返すことにならず、南溟に姿を没した一船があつた。掃守阿賀流を乗せた船がそれで、承和三年五月の続日本後紀に「往歲本朝の命を銜んで入唐せし使また留学等の、彼にありて身没せし者八人」を記した中に、「故入唐判官徒七品下掃守宿禰明」と見え、この時徒五品下を贈られている。それにつれてもう一人、阿賀留も以後の正史から消息を絶っている。その他の人々がすべて後の政界に活躍していることを考えれば、彼も阿賀流と運命を共にしたのではないか。阿賀流のように追贈の行なわれるのは、彼が録事だからであろう。

かくて五隻の船は真人を乗せた第一船のみが帰途を辿ることができ、第二船以下は引返す。ついで二回目、副使祖父を乗せた第三船らが成功して大使の第二船はまた失敗をおわる。阿賀流・阿麻留を乗せた第五船はこのいづれかの時に没したと思われる。そうなれば第四船は大位吉備麻呂を乗せた船で、これも第二回目には無事帰国

できた。それでは残りの小位古麻呂、大録道麻呂、少録憶良はどのように乗船したのだろう。三人とも第二船の帰国に先立つて叙位が見えるから、これ以外とすると、古麻呂の帰国は二回目だから第三船か第四船、官位順でいえば第三船か。同様大録と少録とが第一船と第四船に乗るとすれば道麻呂が第一船、憶良が第四船となる。いかにも順序だけの推定で不確実であるが、これ以上に考える根拠は目下存しない。これに従えば憶良は第一回の帰航に失敗、二年七カ月後に吉備麻呂の船に乗つて帰国したことになる。

それでは帰朝後の彼らの動静はどうか。憶良のそれを求める目的としつつ、彼らのその後を追つてみよう。執節使真人はすでに出航以前に参議に列せられているが、帰国後はその功によつて大倭の田二十町、穀一千石を賜い、翌三年四月には中納言、八月には従三位に叙せられる。この時に「其使下人等に位を進め物を賜ふこと各差あり」とあり、一行の人々もそれにあずかったことになる。道麻呂を「下人」というのは該当しないだろうが、彼の進位も当然あつたであろう。翌三年二月には真人の船に従五位下を授けられ、和銅元年三月大宰帥、靈亀元年四月正三位となつて養老三年二月に薨する。

真人について公卿をもつて身を終つたのが祖父である。渡唐帰国の功によつて絶・綿その他を賜わつたのが帰朝の二カ月後、さらに三カ月後の八月には正五位上になつたことが和銅元年三月統紀の播磨守任命より窺われ、同五年正月従四位下、靈亀元年従四位上、右大弁（靈亀元年五月）、中納言（養老二年三月）を経て養老三年正月には正四位下となる。同九月には攝津の按察（攝官）となり五年正月にはついに従三位となつて帶刀資人四人を賜わり（同三月）、神亀元年二月には正三位となつて四カ月後に薨する。巨勢氏の力の然らしむるところでもあるうが、幸運な生涯であった。

これに引きくらべられるのが上席の大使大分で、五年の在唐の後帰朝、わずかに位一階を進められて正五位下となつたまま、その後に活躍するところがない。

つぎに位官の二人はどうか。吉備麻呂は祖父とともに慶雲四年八月に遣唐使の功によって従五位下を授けられ、貴族の仲間入りをする。七階級の昇進であった。その後は国司階級として生涯を終つたようで、それは以下にあげる官人たちとひとしいが、上席の受領階級である。すなわち和銅元年三月には下総守に任命され、すぐに玄蕃頭にかえられるが、同六年四月に正五位下、養老元年四月には河内守（この時の統紀に従四位下とあるのは誤りであろう）となって同二年正月に従四位下を占める。同三年七月の播磨守として四カ国を管したのが知られる閏歴の最後である。鴨氏としては後の助・虫麻呂とともにこれが最高の官位である。

もう一人の古麻呂は以上の人々と区別をもつて、以下の道麻呂、憶良とひとしい。つまり道麻呂も憶良も知られる極位は従五位下で、古麻呂は道麻呂と同時に和銅六年正月従五位下入りをはたす。憶良はさらに一年おくれた和銅七年正月である。しかし道麻呂はこれ以外に記録を見ず、はかばかしい官職も得ぬままに没したかと思われるが、古麻呂は十六年後にかるうじて従五位の上を得、さらに三年後の天平四年十月の下野守としてその名を見る。憶良は従五位下のままで終つたけれども神亀初年には筑前守であり、大同小異の生涯といふべきであろう。生沒もほぼ似ていたのではないだろうか。

このように彼らのその後を追つてみると、従三位の十年を経て晩年に正三位を得た粟田真人、まっしぐらにそれに入んだ巨勢邑治、順調に官途を歩きながら従四位下でとどまつた賀茂吉備麻呂、彼らはそれぞれに納得できる生涯を持ち、かつおのすからの一團をなしているが、それに対し同様に諒解し得る生涯をもつた一團の人々

のあることが知られる。それが伊吉、錦部、山上という三帰化人の一団である。逆のいい方をすれば当面の憶良の問題もこの集団に彼を置いて考えることができるというべきであろう。

彼らが従五位下入りをする時、道麻呂は正六位上、憶良は正六位下、古麻呂は従六位上と、一階ずつずれて並んでいる。大宝元年の任命時に古麻呂（推定）、道麻呂、一階おいて憶良、と並んでいたのと順序が入れかわっているが、これは道麻呂が三年先に帰国して官途を歩きはじめていたからと考え、古麻呂も何らかの事情でこの時は遅れていたが、その代り従五位下叙位において憶良に先んじたのだと考えることによつて理解されよう。ここに並んでしまえばそれ以上の昇進の道は僕倖に近いのだから。

そこでこの六位の叙位がいつであったか、またそれが出航時の官位とどのように結びつくのか、という問題が残されることになるが、帰國賞功の叙位で参考になる確実なものは吉備麻呂の場合のみで、これは七階を進められている。これに従えば道麻呂が慶雲二年に正七位下、古麻呂が慶雲四年正七位上、憶良も同年従七位下となる。しかしこの叙位とのひらきが憶良において殊に大きいので、憶良は従七位上あたりと考えるのがよいであろう。この慶雲四年には道麻呂にも叙位があったと考へぬと年数的にも段階的にも開きすぎるので、この年に従六位下を考えたい。

あるいはこの帰朝時にいきなり続紀記載の六位を想定する考えも生ずるかもしけぬが、それではいかに渡唐が大役とはいえ飛躍が大きすぎよう。憶良など少初位上から一挙に正六位下ということになり、考え難い。かくてこの慶雲四年から和銅六、七年の間に彼らの六位昇叙があったことになり、中間をとると和銅三年、この年が上記六位の叙位を得た年ではなかつたかと思われる。

以上のことと明示するため、これを表として篇末に掲げておこう。これが認められるとすれば憶良は慶雲四年八月に（続紀には「位を進むこと各差あり」とある）従七位上、和銅三年（正月か）に正六位下、そして同七年正月に従五位下となつたことになる。彼が伯耆守としてはじめて正史に記される官職を得るのはその二年後の靈龜二年である。

この昇進は古麻呂、道麻呂とほほひとしいとはいえ、古麻呂に対しては三階、道麻呂に対しては二階下から出発し一年後に従五位下で並ぶ点、やはりもつとも長足なのは憶良である。しかもこれはもし彼が遣唐少錄に選任されなかつたら、夢にだに見得ぬことであった。あの正倉院文書の中に見られる写経生や舍人また史生たちのように、年老いた初位どまりとして、反古のごとくにその生を埋没させたことであろう。

したがつて、この信じ難いような栄光の昇進は限りもない前途への希望を憶良に抱かせたのではなかつたか。しかしそれが錯覚でしかないことは冷酷な官途の常であり、憶良自身知りすぎるほどに知つていたはずである。にもかかわらずその錯誤を捨て切れなかつたときに、かの臨終の歌一首が口ずさまれたとしたら、この渡唐・帰朝の十余年間は、栄光とはうらはらに黒い影を曳いて憶良の生涯につきまとつたというべきであろう。

六、結

以上大宝元年から靈龜二年伯耆守赴任までの憶良を、その渡唐を中心をおいて考えて來た。そこに述べたことは遣使一行における位置づけ、大宝元年の動靜、航路、帰国の時期およびその後の昇進などについてであつ

たが、もとより文献的資料はなく、多くの場合に推定を述べることになった。その推定は可能な限りの蓋然性を追求してみたものである。

しかしその蓋然性の基準は、正当性とか自然とか、あるいはまた通常とか常識性とかでしかない。人間の生涯をあやつる糸は、およそこれらとはうらはらなものであるかもしれないのだが。

(注1) 「長安の憶良」(「万葉史の研究」四六九～五二〇頁)

(注2) 「憶良帰化人論」国学院雑誌七〇巻一二号(予定)

(注3) 「山上憶良伝一斑——世に出るまで——」関西大学千里山論集創刊号

(注4) 「山上憶良」(日本歌人講座I「上古の歌人」一五一、一五二頁)

(注5) 「盤代の憶良」むらさき第八号(予定)

(注6) 「遣唐使」四九頁

(注7) 「第七次遣唐使の航路」美夫君志十一号

